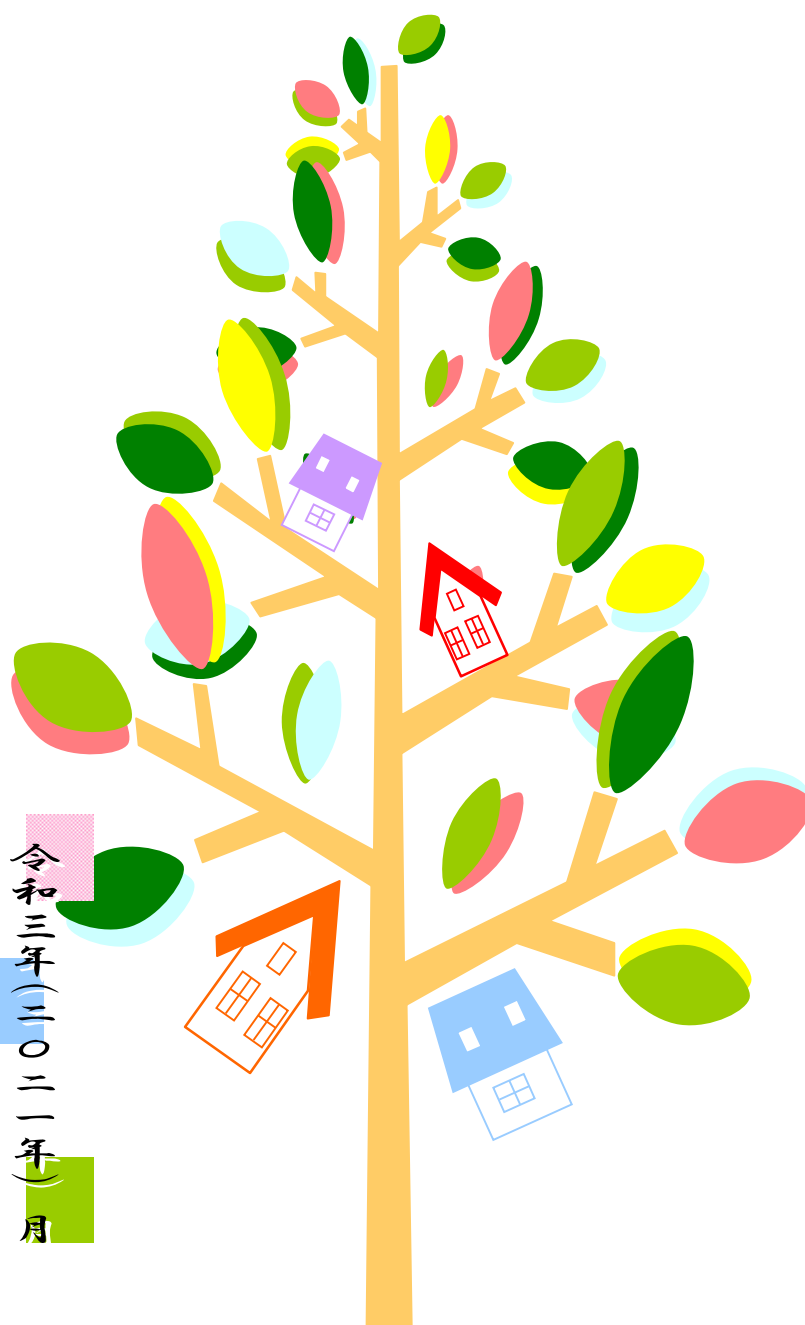


秦野市みどりの基本計画

緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野

平成19年度(2007年度)ー令和7年度(2025年度)

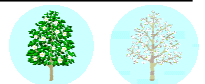


令和三年(二〇二一年)月

秦野市



市長の言葉







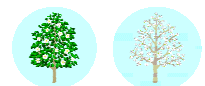
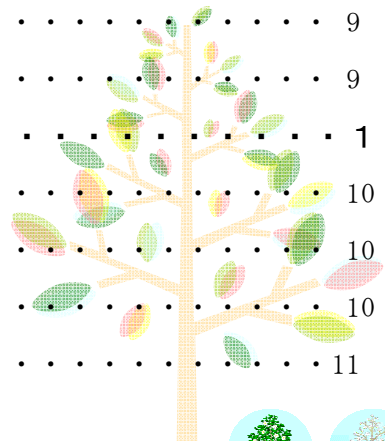
秦野市みどりの基本計画 目次

第1章 計画策定の考え

1	計画の概要及び目的	1
(1)	計画の概要	1
(2)	計画策定の目的	1
(3)	計画改定の視点	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の構成	4
4	計画の期間	5
(1)	期間	5
(2)	年次	5
5	「緑」と「みどり」の定義	5

第2章 みどりの現況及び課題

1	本市の概況	6
(1)	市勢	6
(2)	自然	7
ア	地形	7
イ	水系	7
ウ	地質	7
エ	気象	7
	秦野市の地勢図	8
2	みどりの現況	9
(1)	丹沢山地	9
(2)	里地里山	9
(3)	水辺	9
(4)	生物	9
3	緑の現況	10
(1)	山の緑	10
(2)	都市(まち)の緑	10
(3)	緑被状況	10
ア	市全域の緑被地の状況	11

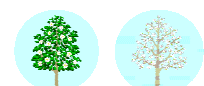




イ 地区別の緑被	11
ウ 市街化区域・市街化調整区域の緑被	12
エ 緑被地の経年変化	12
(4) 施設緑地	13
ア 都市公園	13
イ 都市公園以外	14
(5) 地域制緑地	15
ア 法によるもの	15
イ 条例等によるもの	16
(6) 里山	17
ア 里山	17
イ 里山の保全再生整備	17
4 緑の課題	18

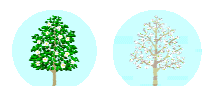
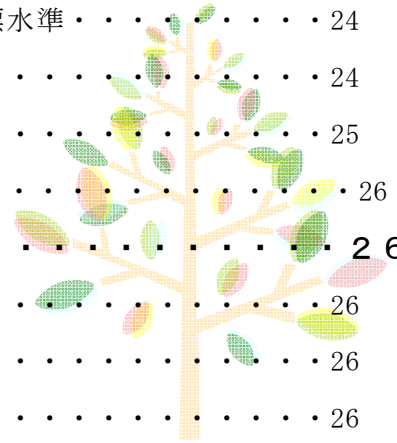
第3章 計画の推進

1 計画の基本方針	19
(1) 基本理念及び緑の将来像	19
ア 基本理念	19
イ みどりの将来像	19
緑の将来像図	20
(2) 基本方針	21
ア 緑を守ろう	21
イ 緑を創ろう	21
ウ 緑を知ろう	21
エ 緑を生かそう	21
オ 緑と暮らそう	21
(3) 施策の方向	22
2 緑地の保全及び緑化の目標	23
(1) 計画のフレーム	23
ア 計画対象区域	23
イ 都市計画区域人口の見通し	23
ウ 市街化区域の規模	23
(2) 計画の目標水準	24



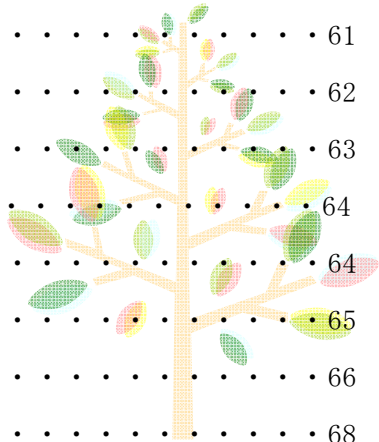


ア	緑地の確保目標水準	24
イ	都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	24
ウ	都市緑化の目標	24
(3)	緑地別の目標	25
(4)	里山の保全再生整備の目標	26
3	緑地の配置計画	26
(1)	総合的な配置方針	26
ア	骨格的な緑地の配置	26
イ	水と緑のネットワークの形成	26
ウ	緑地等の均衡ある配置	26
	総合的な緑地の配置計画図	27
(2)	系統別の配置方針	28
ア	環境保全系統	28
イ	景観形成系統	28
ウ	レクリエーション系統	28
エ	防災系統	28
(3)	系統別の配置計画	29
ア	環境保全系統の配置計画	29
	環境保全系統の配置計画図	30
イ	景観形成系統の配置計画	31
	景観形成系統の配置計画図	33
ウ	レクリエーション系統の配置計画	34
	レクリエーション系統の配置計画図	36
エ	防災系統の配置計画	37
	防災系統の配置計画図	38
4	緑地の保全及び緑化推進のための施策	39
(1)	施設緑地の整備目標及び方針	39
ア	都市公園	40
	公園配置計画図	44
イ	公共施設緑地	45
ウ	民間施設緑地	48
(2)	地域制緑地の整備目標及び方針	49
	地域制緑地配置計画図	50



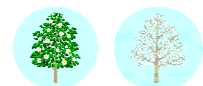


ア 法によるもの	51
イ 条例等によるもの	53
(3) 都市緑化の推進	56
ア 公共公益施設の緑化	56
イ 民有地の緑化	57
ウ 市民参加による緑化	58
(4) はだの一世紀の ^{もり} 森林づくり構想	60
(5) 重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区(保全配慮地区)	61
ア 保全配慮地区の設定	61
イ 緑地として位置付けられるもの	61
ウ 施策として位置付けられるもの	62
渋沢丘陵保全配慮地区計画図	63
(6) 重点的に緑化の推進を図る地区(緑化重点地区)	64
ア 緑化重点地区の設定	64
緑化重点地区の位置	65
イ 水無川北側の市役所周辺	66
ウ 秦野駅南部地区周辺	68
エ 秦野市カルチャーパーク	70



5 地区別の方針 72

(1) 本町地区	73
ア 地区の概要とみどりの現状	73
イ 課題	73
ウ 方針	73
本町地区方針配置図	74
(2) 南地区	75
ア 地区の概要とみどりの現状	75
イ 課題	75
ウ 方針	75
南地区方針配置図	76
(3) 東地区	77
ア 地区の概要とみどりの現状	77
イ 課題	77
ウ 方針	77

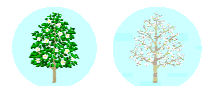
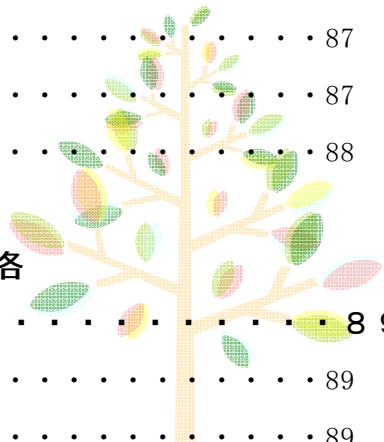




東地区方針配置図	78
(4) 北地区	79
ア 地区の概要とみどりの現状	79
イ 課題	79
ウ 方針	79
北地区方針配置図	80
(5) 大根地区	81
ア 地区の概要とみどりの現状	81
イ 課題	81
ウ 方針	81
大根地区方針配置図	82
(6) 鶴巻地区	83
ア 地区の概要とみどりの現状	83
イ 課題	83
ウ 方針	83
鶴巻地区方針配置図	84
(7) 西地区	85
ア 地区の概要とみどりの現状	85
イ 課題	85
ウ 方針	85
西地区方針配置図	86
(8) 上地区	87
ア 地区の概要とみどりの現状	87
イ 課題	87
ウ 方針	87
上地区方針配置図	88

第4章 秦野市生物多様性地域戦略

1 秦野市生物多様性地域戦略の策定にあたって	89
(1) 地域戦略の目的	89
(2) 地域戦略の期間	89
2 生物多様性	89
(1) 生物多様性とは	89





ア	生態系の多様性	89
イ	種間（種）の多様性	89
ウ	遺伝子の多様性	90
(2)	生態系サービス	90
ア	供給サービス	90
イ	調整サービス	90
ウ	文化的サービス	90
エ	基盤サービス	90
(3)	生態多様性の4つの危機	90
ア	第1の危機	91
イ	第2の危機	91
ウ	第3の危機	91
エ	第4の危機	91
(4)	外来種	91
3	生物調査	92
(1)	調査方法	92
(2)	調査結果	97
ア	水田	97
イ	雑木林	103
ウ	公園・神社	109
エ	河川	113
オ	外来種・要注意種	115
4	生物多様性の保全や社会浸透への取組み	117
(1)	生物多様性の保全への取組み	117
ア	動植物の情報収集や保護対策	117
イ	環境ボランティア団体への支援	117
ウ	緑地の保全・再生対策や緑地の創造	117
(2)	生物多様性の社会浸透への取組み	117
ア	自然とのふれあい	117
イ	環境学習の実施	117
ウ	継続的な美化活動	117
(3)	将来的な展望	118



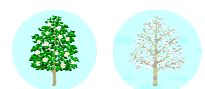


第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	119
(1) 計画の推進	119
(2) 体制の整備	119
(3) 計画の見直し	119

資料

1 緑地の整備目標総括表	120
2 施設緑地の整備目標個別調書	121
3 地域制緑地の整備目標個別調書	128
4 調査地概要	129
5 調査地区概要と調査結果	133







第 1 章 計画策定の考え

1 計画の概要及び目的

(1) 計画の概要

「緑の基本計画」とは、市町村が策定の主体となり、地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

都市の緑地に関する計画として、「緑のマスタープラン」・「都市緑化推進計画」がありましたが、環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対するニーズなどに対応し、豊かさを実感できる自然と人間が共生できるみどりあふれる良好な都市環境を形成していくため、都市における緑とオープンスペースの整備・保全にかかわる施策をより総合的なものとして推進していくことが必要になってきました。そこで、平成6年(1994年)6月の都市緑地保全法の一部改正により、「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」の内容を統合した「緑の基本計画」(市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称)が位置付けられました。

平成7年(1995年)以降、市民緑地制度や緑地管理機構制度など、住民・事業者による自発的な都市の緑の確保に対する取り組みを支援する制度の強化が図られています。また、平成16年(2004年)の都市緑地保全法の一部改正では、都市公園法の一部改正とともに、緑地の保全・緑化及び都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設・拡充などの措置が講ぜられ、名称が都市緑地法となりました。これにより「緑の基本計画」は、都市公園、緑地保全、都市緑化を統合する総合的な基本計画となりました。

(2) 計画策定の目的

本市は、これまで県立丹沢大山自然公園・丹沢大山国定公園の指定促進、「緑のマスタープラン」・「はだのグリーンプラン」の策定に基づく都市緑化施策の推進、みどりの保全・創造に取り組んできました。しかし、市街地の拡大や産業の集積などで都市化は着実に進展し、身近にふれることのできる市街地の中の緑は次第に失われていく傾向がありました。このような状況のもと、本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、より具体的に都市の緑や緑地の保全・再生・創出をし、みどり豊かなまちづくりを進めていくには、総合的かつ効果的な施策の展開を推進していくことが必要となりました。





平成7年（1995年）12月に議決された秦野市総合計画基本構想の中では「人間尊重と環境共生」をまちづくりの基本に定め、「自然と調和した快適なまちづくり」を基本目標の一つとして掲げました。さらに、平成19年（2007年）3月策定の第三期基本計画においては、「ひと・まち・暮らし」の重点プロジェクトの中で、総合的な緑の充実を掲げました。

本計画は、秦野市総合計画基本構想に示される緑豊かなまちづくりを進めていく総合的な計画として、今後の緑や生物多様性の保全・再生・創造の目標と方針を定めることを目的として策定されました。

(3) 計画改定の視点

平成20年（2008年）に「秦野市緑の基本計画」が策定され、本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、緑や緑地の保全・再生・創出を目的に、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

また、同年には「生物多様性基本法」が制定され、平成22年（2010年）に生物多様性条約第10回締約国会議の開催や国家戦略の策定など、生物多様性の保全に関することが改めて見直されました。

「生物多様性基本法」では、国の「生物多様性国家戦略」の策定義務や、地方公共団体の「生物多様性国家戦略」を基本とした、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（以下「生物多様性地域戦略」という。）の努力義務が規定されました。平成24年（2012年）には「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定され、政策の一つとして、生物多様性を社会に浸透させることが掲げられました。

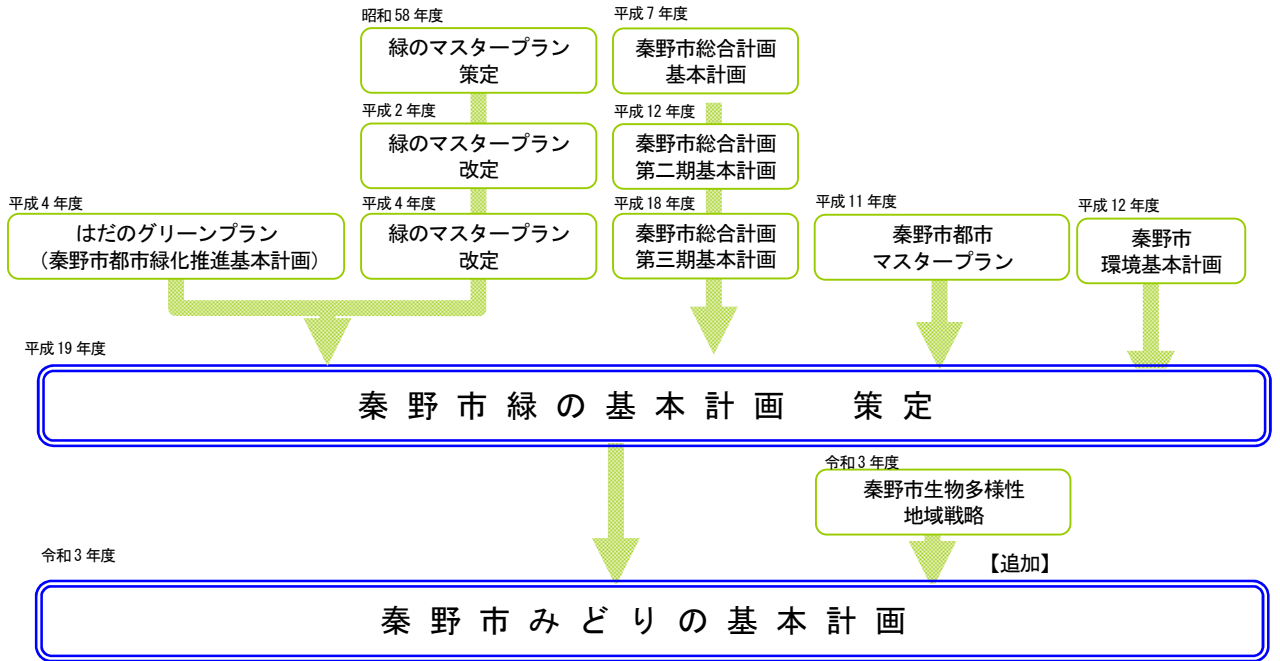
このような動きを受けて、本市においても、生物多様性の浸透と、環境問題に対する意識向上を図り、生物多様性への取組みの推進や保全を推進していくため、生物多様性地域戦略を策定し、生物の生息環境に関係の深い緑地について統括している「秦野市緑の基本計画」に含めるものです。合わせて、平成20年（2008年）の計画策定当初から変化している緑地の現状との整合を図るため、時点修正を行いました。

また、「秦野市緑の基本計画」に「生物多様性地域戦略」を新たに追加することから、計画の名称について、緑地そのものを表現する「緑」から、生物の生息する緑地や水辺など、私たちを取り巻く環境を含め表現する「みどり」を使用した、「秦野しみどりの基本計画」に変更します。





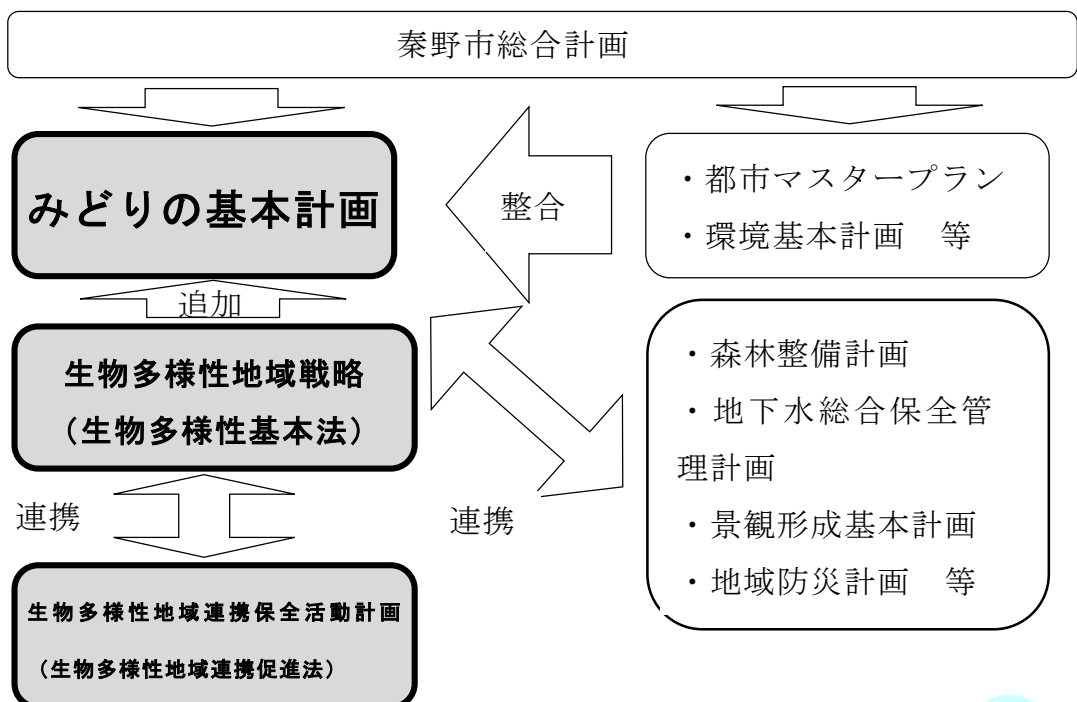
みどりの基本計画の策定に至る経緯



2 計画の位置付け

「秦野しみどりの基本計画」は、緑地や生物多様性の保全及び緑化の推進に関する事業を展開するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの目標・指針となるものです。本計画は、「秦野市総合計画」を上位計画とし、「秦野市都市マスタープラン」及び「秦野市環境基本計画」等の関連計画と整合・連携し、都市の緑地や生物多様性の保全及び推進に関する総合的な計画として位置付けられるものです。

【計画の位置付け】





3 計画の構成

本計画は、秦野市の緑と生物多様性の現況と課題を整理し、緑と生物多様性の将来像の実現に向けた施策の推進をしていくため、次の5章で構成します。

第1章 計画策定の考え

計画の趣旨、目的、期間などの基本的な事項を示す。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 計画の概要及び目的 | 4 計画の期間 |
| 2 計画の位置付け | 5 「緑」と「みどり」の定義 |
| 3 計画の構成 | |

第2章 みどりの現況及び課題

秦野市の「緑」と「みどり」の現況を整理・把握し、その課題を明らかにする。

- | | |
|----------|--------|
| 1 本市の概況 | 3 緑の現況 |
| 2 みどりの現況 | 4 緑の課題 |

第3章 計画の推進

秦野市の緑の将来像の実現に向けて、緑の目標水準及び配置方針を定め、計画推進のための施策を示す。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 計画の基本方針 | 4 緑地の保全及び緑化推進のための施策 |
| 2 緑地の保全及び緑化の目標 | 5 地区別の方針 |
| 3 緑地の配置計画 | |

第4章 秦野市生物多様性地域戦略

市内で生物調査を実施し、生物多様性の現状を把握する。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 生物多様性地域戦略の策定にあたって | 3 生物調査 |
| 2 生物多様性 | 4 生物多様性の保全や社会浸透への取組み |

第5章 計画の推進体制

計画の推進体制を示す。

- | |
|-----------|
| 1 計画の推進体制 |
|-----------|



4 計画の期間

「秦野市総合計画（はだの2010プラン）」の目標年次は、平成22年（2010年）ですが、都市のみどりや緑地の保全・再生・創出などの総合的かつ効果的な施策の展開を推進していく本計画は、目標到達に時間を要するため、15年の中長期計画から、おおむね20年の超長期を見据え、目標年次を令和7年（2025年）とします。

ただし、関連する諸計画の見直しや社会情勢の変化に応じ、必要な場合は見直しをします。

(1) 期間

平成19年（2007年）から令和7年（2025年）

(2) 年次

中間年次 平成22・27・令和2年

目標年次 令和7年

※ 構想的な計画（目標年次）は、年単位を使用し、具体的な計画（実施計画）は、年度を使用します。

5 「緑」と「みどり」の定義

本計画において「緑」とは、施設緑地及び地域制緑地といった緑地として用います。計画の推進に掲げる緑地の確保目標水準や配置は、「緑」となります。

一方、「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人とが共生する空間等の総合的な環境として用います。

みどりのイメージ



第2章 みどりの現況及び課題

1 本市の概況

(1) 市勢（位置、面積、人口、土地利用）

本市は、神奈川県央の西部に位置し、東西約13.6km、南北約12.8km、面積103.76km²で、市の中心部から新宿へ小田急電鉄により約70分、東名高速道路や国道246号によっても都心と直結した県央の中核都市の一つです。

昭和30年（1955年）1月1日市制を施行し、同年4月15日大根村の一部を、昭和38年（1963年）1月1日西秦野町をそれぞれ編入合併し、平成27年（2015年）1月1日に市制施行60周年を迎え今日に至っています。人口は、昭和43年から昭和49年までの5%を超える人口伸率で推移した急増加時期を経て、昭和47年から48年をピークに、第一次オイルショックによる景気の落ち込みや近年の企業の地方分散化、地価の高騰による大型開発の減少に伴い、平成22年まで緩やかな増加傾向に転じていましたが、それ以降減少しています。今後も、将来人口推計によると減少が予測されています。

市街化状況は、盆地の中央で江戸時代より市が開かれて十日市場と呼ばれていた本町四ッ角を中心に集積し、小田急線の4駅を各々核として周辺地域に市街地が形成しています。一方、市街地の周辺には農地が広がり、市を取り囲む丹沢山地・渋沢丘陵に続いています。丹沢山地の自然環境は自然公園法に基づく自然公園地域などにより保全されています。

このように、本市は都市の利便性と田園の自然性の両面が存在し、住宅地が自然に囲まれた都市環境にあります。





(2) 自然

ア 地形

本市の自然環境については、その地形に特徴が示されています。北方には標高1,200m～1,400mの丹沢山地があり、南方には標高200mほどの渋沢丘陵が東西に走っています。中央の秦野盆地は、東西6.5km、南北4kmの断層盆地で、北西から南西に傾斜し、海拔80～350mあたりになだらかな広がりを見せて、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。また、水無川・葛葉川・金目川・四十八瀬川は、丹沢の稜線に端を発し、丹沢山地からの多量の砂礫を運び込んで堆積させ、これにより複合扇状地を形成し、その上を厚く火山灰土が覆っています。

イ 水系

本市の河川は、その盆地の中央部に水無川・葛葉川、東部に金目川、西部に四十八瀬川、盆地の南縁に沿って室川、弘法山の山裾を東に大根川が流れています。盆地の扇状地中央部を流れる水無川は、その名のとおり降水時以外は水量が少なく、特に冬の渇水期には、扇中央部で流水が無くなることもあります。丹沢山地に降った雨水は扇頂より地下に浸透して地下水となり、帯水層の中をゆっくり流動しながら盆地南の扇端部で湧水群を形成しています。このような地形的特性から、秦野盆地は、盆地全体が「天然の水がめ」を形成しているといわれています。

ウ 地質

地質的には、新第三紀のグリーンタフ造山運動による緑色凝灰岩が山体を形成し、その上部を火山灰土が覆っています。緑色凝灰岩の層は丹沢層群と呼ばれ、安山岩や玄武岩質火山岩類よりなっています。これらの火成岩は地向斜運動による海成作用を通して形成され、暗緑色を呈することから緑色凝灰岩と呼ばれています。断層による陥没で形成された秦野盆地は、上部を厚く立川ローム層（関東ローム層）で覆われています。

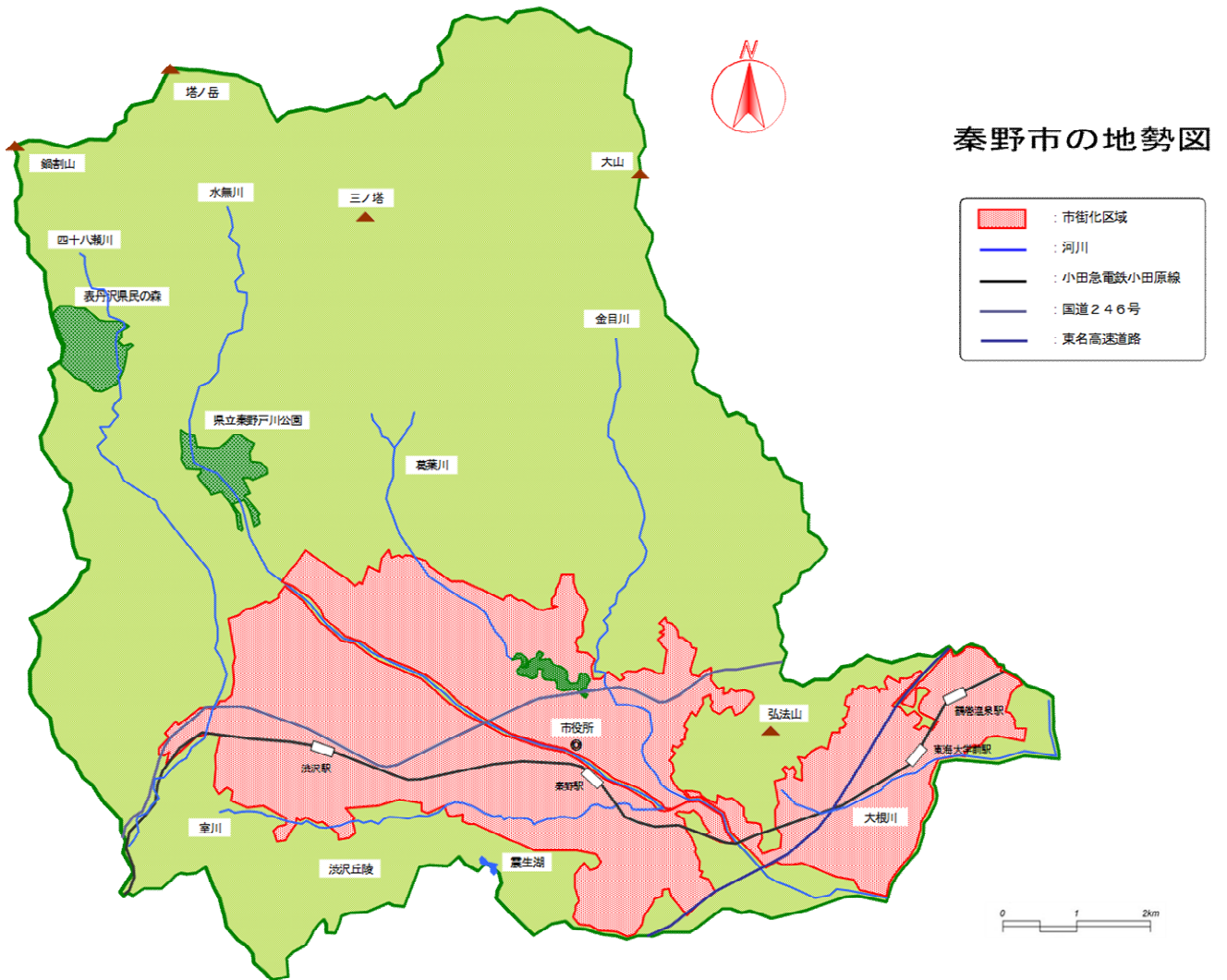
エ 気象

気候は、海洋性気候の影響を受け、降霜・降雪は少なく、太平洋側は温暖帯に属しており、年間の平均気温は16.2℃（平成30年度消防署調べ）で比較的温暖です。また、盆地の北部では、山岳の影響を受けて盆地特有の雨や風の局地現象がみられることもあります。また、降雨は夏期多雨、冬期小雨型で、年間の平均降水量は1,644.7mm（平成18年度～平成30年度消防署調べ）となっています。





秦野市の地勢図





2 みどりの現況

(1) 丹沢山地

丹沢山地は、標高800m付近を境として、上部はブナ帯、下部はシイ・カシ帯に分かれていましたが、現在ではシイ・カシ帯の自然林はほとんど見られず、二次林やスギ・ヒノキの人工林が大半を占めています。

野生鳥獣は、本州産の獣類のほとんどが生息しており、鳥類も亜高山帯の野鳥から猛禽類というように多種類が生息し、首都圏にあるにもかかわらず野生生物の宝庫といえます。

(2) 里地里山

里地里山は、山間部と市街地の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、谷戸、草原等で構成される地域で、本市では、葉タバコ栽培に伴い創出され、市街地を取り囲むように存在します。コナラ・クヌギを中心とした二次林や湧水を利用した谷戸田等の水辺には、絶滅のおそれのある種（希少種）の多くが生息しています。

昭和59年に葉タバコ栽培が終焉したことにより、人の手が入らなくなり荒廃化が進んだ里山の再生に向け、地元住民・NPO・ボランティア団体・企業と協働による事業展開をしています。

(3) 水辺

名水百選「秦野盆地湧水群」、関東大震災の際にできた自然湖である震生湖、古くから地域住民に親しまれている今泉湧水池などの地下水を水源とする水辺があります。これらの点的な緑地空間と、線的な緑地空間である市内6河川が、それぞれにビオトープの役割を担い、市街地を取り巻く面的な丹沢山地及び渋沢丘陵と連携し、「みどりネットワーク」を形成しています。

水辺緑地保全として、今泉湧水池とその周辺を「今泉名水桜公園」に整備しました。

(4) 生物

平成元年4月に住民団体等によるホタルの保全活動が盛んで、身近に観察できる生息地が市内に残っていることから、このホタルの生息地が環境庁（現環境省）「ふるさといきものの里」として選定されました。

ホタルが生息できる水辺環境の保全のため、ホタル工法による用水路整備やホタルの生息できる公園「いまいずみほたる公園」の整備をしました。

また、秦野市みどり条例に基づき、希少な又は貴重な野生の生物が成育し、又は生息している水辺等を保護するため、「生き物の里」を6箇所指定しています。





3 緑の現況

(1) 山の緑

山の緑や良好な景勝を保全するため、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園や自然環境保全地域が指定されています。また、緑の持つ保水力や治山効果を維持・発揮させるため、水源地域の私有林を対象として、公益機能の高い森林づくりを進める「かながわ水源の森林づくり事業」が県を中心に展開されています。

本市では、森林を50年かけて再生・整備し、さらに50年かけて健全に育成し完成された森林にしていく「はだの一世紀の森林づくり構想」を掲げ、かつて葉タバコ栽培の盛んな頃の管理された里山への再生に向け、地元住民等が中心となって取り組んでいます。また、緑化思想の普及啓発と水源かん養を目的に「はだの森林づくり事業」を進めています。

(2) 都市(まち)の緑

樹林保全地区・保存樹木の指定、生産緑地地区の指定を行い、市街地に残る貴重な緑の保全を図っています。また、かながわのナショナル・トラスト緑地第1号「葛葉緑地」は、保存契約による緑地保全のみならず、くずはの広場を拠点に緑化思想の普及啓発に活用しています。

街中の緑を創造するため、秦野市まちづくり条例に基づく緑化指導を進めています。

(3) 緑地状況

平成27年度都市計画基礎調査票を参考にした緑地の状況は、次のとおりです。なお、緑地の区分は下表に示すとおりです。

区 分		内 容	
緑 地	山 林	平坦地山林	傾斜度 15 度未満の山林
		傾斜地山林	傾斜度 15 度以上の山林
	草 地	荒 地	雑種地、裸地等（湿地、沼地等）
		河 川 敷	河川敷内の草地など 都市公園、ゴルフ場
		農 地	田
	畑	畑	畑・果樹園 みかん・くりなど
		耕作放棄地	当面耕作予定のない農地
水 面		河川・水面・水路	

緑地

樹木や草など植物で被われている土地です。

緑地率

ある土地の地区面積に占める緑地の割合です。地域の緑の多少を表す指標として用いられます。

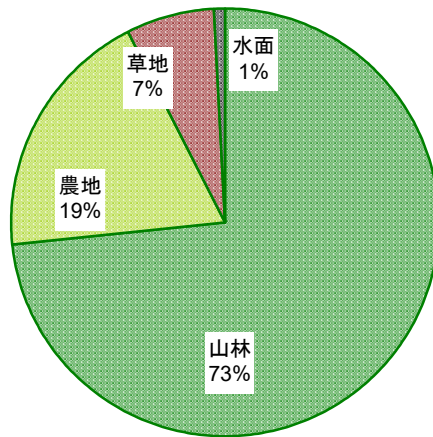




ア 市全域の緑地の状況

市全域の緑地面積は7,577haで、市全域の約73%が緑地となっています。このうち山林面積が5,553.6haで緑地の約73%、農地面積が1,455.2haで緑地の約19%を占め、緑地の大部分が樹林地と農地で構成されています。

水無川を中心に広がる市街地の周辺には丹沢山地・渋沢丘陵などまとまった緑が分布していますが、市街地内の身近な緑が少ない状況です。

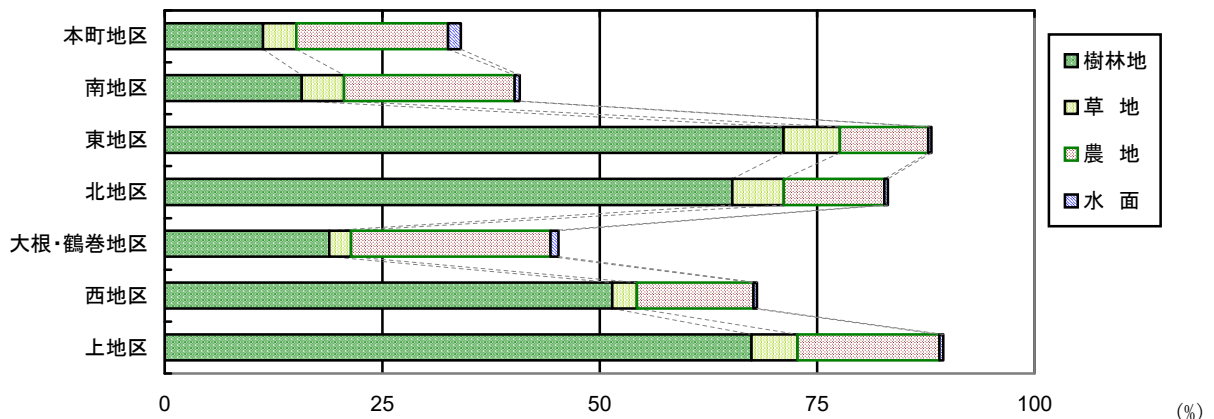


市全域の緑地の現況

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

イ 地区別の緑地

市街化の進んだ本町地区、南地区、大根・鶴巻地区では農地の占める面積が山林よりも高くなっています。丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域を含む東地区、北地区、西地区、上地区では緑地率が約68%以上と地区面積の半分以上を樹林地が占めています。



地区別の緑地の現況

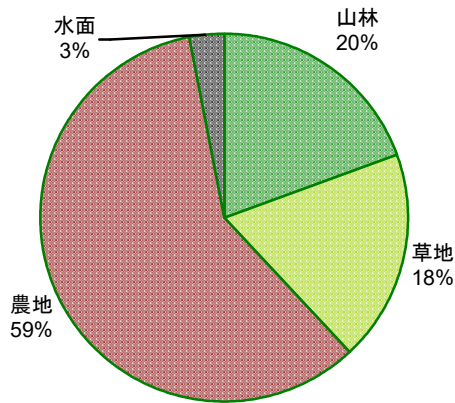




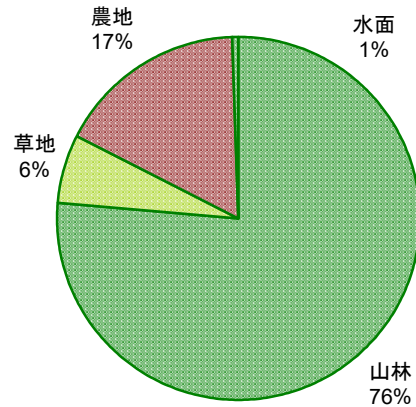
ウ 市街化区域・市街化調整区域の緑地

市街化区域の緑地面積は397.10ha、緑地率は約16%です。このうち、緑地の約59%が農地であり、市街化区域では農地が重要な緑地となっています。

市街化調整区域の緑地面積は7,179.80ha、緑地率は約91%です。丹沢山地、渋沢丘陵などを含んでおり、緑地の約76%が山林です。



市街化区域の緑地の現況

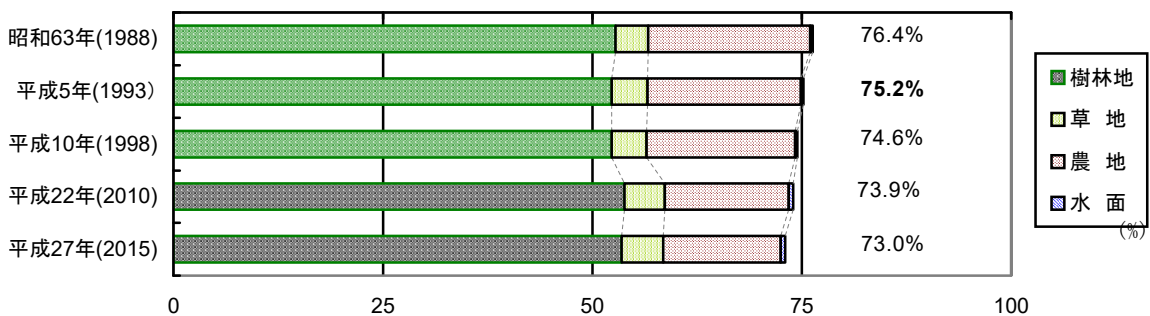


市街化調整区域の緑地の現況

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

エ 緑地の経年変化※

前回調査（平成10年9月～10月撮影空中写真使用）と比較すると、17年間で市全域約154ha、率にして1.6%の緑地が減少しています。主な変化の内訳は、山林が約127ha(1.22%)、草地が約79ha(0.76%)増加した一方、農地が約382ha(-3.68%)減少しています。



※「緑地の経年変化」

平成10年までは撮影空中写真、平成22、27年は都市計画基礎調査を参照





(4) 施設緑地

施設緑地とは、都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」に区分されます。都市公園には、基幹公園・特殊公園・大規模公園・都市緑地等があります。また、都市公園以外には、公共施設緑地・民間施設緑地があります。

ア 都市公園

本市の整備状況は、街区公園 179 箇所、近隣公園 2 箇所、地区公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、風致公園 1 箇所、歴史公園 1 箇所、広域公園 1 箇所、都市緑地 12 箇所の合計 198 箇所・105.94ha です。

名称		平成 30 年 (2018)					
		市街化区域			都市計画区域		
		箇所	面積 (ha)	m ² /人	箇所	面積 (ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	172 (155)	14.98 (13.03)	1.00 (0.85)	179 (161)	15.19 (13.22)	0.92 (0.78)
	近隣公園	2 (2)	3.33 (3.33)	0.22 (0.22)	2 (2)	3.33 (3.33)	0.20 (0.20)
	地区公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6.82 (6.82)	0.41 (0.40)
都市基幹公園	総合公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	運動公園	1 (1)	17.75 (16.42)	1.18 (1.07)	1 (1)	17.75 (16.42)	1.08 (0.97)
特殊公園	風致公園	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)
	歴史公園	1 (1)	1.02 (1.02)	0.07 (0.07)	1 (1)	1.02 (1.02)	0.06 (0.06)
大規模公園	広域公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	36.10 (34.63)	2.19 (2.05)
都市緑地	都市緑地	11 (10)	14.40 (13.72)	0.96 (0.90)	12 (10)	25.05 (13.72)	1.52 (0.81)
合計		188 (170)	52.16 (48.20)	3.48 (3.15)	198 (178)	105.94 (89.84)	6.42 (5.33)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成 18 年度の数値



イ 都市公園以外

本市の整備状況は、公共施設緑地が、その他公園4箇所、その他緑地10箇所、広場6箇所、市民農園49箇所、教育施設36箇所、公共施設69箇所、その他12箇所の合計186箇所・294.04haです。

民間施設緑地が、環境創出行為によるプレイロット129箇所、環境創出行為による緑地756箇所、ゴルフ場5箇所、その他47箇所の合計937箇所・365.27haです。

名称		平成30年(2018)					
		市街化区域			都市計画区域		
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
公共施設緑地	その他公園	3 (7)	0.17 (1.20)	0.01 (0.08)	4 (7)	0.17 (1.20)	0.01 (0.07)
	その他緑地	8 (8)	1.86 (1.86)	0.12 (0.12)	10 (11)	2.20 (17.48)	0.13 (1.04)
	広場	4 (4)	4.00 (4.00)	0.27 (0.26)	6 (6)	5.46 (5.46)	0.33 (0.32)
	市民農園	3 (4)	0.35 (0.42)	0.02 (0.03)	49 (39)	9.99 (9.26)	0.61 (0.55)
	教育施設	26 (26)	38.24 (38.24)	2.55 (2.50)	36 (36)	52.58 (52.58)	3.19 (3.12)
	公共施設	51 (61)	29.18 (32.79)	1.95 (2.15)	69 (78)	45.90 (56.16)	2.78 (3.33)
	その他	7 (8)	26.08 (26.21)	1.74 (1.72)	12 (13)	177.74 (177.60)	10.77 (10.54)
合計		102 (118)	99.88 (104.72)	6.66 (6.85)	186 (190)	294.04 (319.72)	17.82 (18.97)
民間施設緑地	環境創出行為 (プレイロット)	110 (97)	3.83 (3.50)	0.26 (0.23)	129 (105)	4.86 (3.78)	0.29 (0.22)
	環境創出行為 (緑地)	731 (326)	18.75 (9.20)	1.25 (0.60)	756 (354)	23.31 (11.04)	1.41 (0.65)
	ゴルフ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	272.69 (272.69)	16.53 (16.18)
	その他	45 (34)	47.12 (38.28)	3.14 (2.50)	47 (36)	64.41 (55.57)	3.88 (3.30)
合計		886 (457)	69.70 (50.98)	4.65 (3.34)	937 (500)	365.27 (343.08)	22.14 (20.35)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値





(5) 地域制緑地

地域制緑地とは、法や条例等による規制により、良好な環境を保全する地域です。

ア 法によるもの

本市の状況は、生産緑地地区、自然公園（国定公園）、農業振興地域農用地区域、保安林区域の合計8,473.38haです。

名称		平成30年(2018)			
		市街化区域		都市計画区域	
		面積 (ha)	m ² /人	面積 (ha)	m ² /人
法によるもの	生産緑地地区 (生産緑地法)	100.80 (107.00)	6.72 (7.00)	100.80 (107.00)	6.11 (6.35)
	丹沢大山国定公園 (自然公園法)	0 (0)	0 (0)	3,938.00 (3,937.00)	238.67 (233.54)
	農業振興地域農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	0 (0)	0 (0)	715.58 (748.69)	43.37 (44.41)
	保安林区域 (森林法)	— (—)	— (—)	3,719 (3,708)	225.40 (219.96)
合計		100.80 (107.00)	6.72 (7.00)	8,473.38 (8,500.69)	513.54 (504.26)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成18年度の数値



イ 条例等によるもの

本市の状況は、自然公園（県立自然公園）、自然環境保全地域、樹林保全地区、保存樹木、生垣の設置、生き物の里、かながわのナショナル・トラストの合計476.62haです。

名称		平成30年（2018）			
		市街化区域		都市計画区域	
		面積（ha）	m ² /人	面積（ha）	m ² /人
条例等によるもの	県立丹沢大山自然公園 （県立自然公園条例）	7.90 (7.90)	0.53 (0.52)	290.00 (290.00)	17.58 (17.20)
	三廻部浅間山自然環境保全地域 （県自然環境保全条例）	0 (0)	0 (0)	47.10 (47.10)	2.86 (2.79)
	菩提向山自然環境保全地域 （県自然環境保全条例）	0 (0)	0 (0)	28.70 (28.70)	1.74 (1.70)
	田原・蓑毛自然環境保全地域 （県自然環境保全条例）	0 (0)	0 (0)	91.30 (91.30)	5.53 (5.42)
	樹林保全地区 （秦野市みどり条例）	9.66 (10.36)	0.64 (0.68)	9.66 (10.36)	0.59 (0.61)
	保存樹木 （秦野市みどり条例）	29 (27本)	— (—)	29 (33本)	— (—)
	生垣の設置 （秦野市生垣設置奨励補助金交付要綱）	1.52 (15,089.4m)	0.10 (0.10)	1.52 (15,089.4m)	0.09 (0.09)
	生き物の里 （秦野市みどり条例）	0 (0)	0 (0)	2.70 (1.53)	0.16 (0.09)
	かながわの ナショナル・トラスト緑地	5.64 (5.75)	0.38 (0.38)	5.64 (5.75)	0.34 (0.34)
	合計	24.72 (25.52)	1.65 (1.67)	476.62 (476.24)	28.89 (28.25)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※（ ）内は、平成18年度の数値

※ 平成29年度末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止





(6) 里山

標高300m未満の森林で、人の手を入れて積極的に保全再生する地域です。

ア 里山

本市の状況は、森林面積5,482haのうち、約1,130haです。

名称	平成15年(2003) 里山林保全調査事業
	面積(ha)
針葉樹	221
広葉樹	888
竹	21
合計	1,130

イ 里山の保全再生整備

里山の保全再生整備は、山林所有者と市が協約を結び、事業者に委託して整備する「ふるさと里山整備事業」、事業者に委託し、森林施業の集約化を図り、持続可能な人工林の整備を行う「地域水源林長期施業受委託事業」及び、市と山林所有者とボランティア団体との3者で利用協定を結びボランティア団体が整備する「里山ふれあいの森づくり事業」があります。

名称	平成30年(2018)
	整備面積(ha)
ふるさと里山整備事業	22.76 (14.36)
里山ふれあいの森づくり事業	41.35 (3.22)
地域水源林長期施業受委託事	19.79
合計	83.9 (188.87)

※()内は、平成18年度の数値





4 緑の課題

野鳥・昆虫・小動物などの生き物が暮らす自然と人とが共生できる環境としての「みどり」を保全するためには、その基礎となる水と土を育む「緑」の保全と再生、そして創造が必要です。

課題1 緑の減少

市街地の拡大による森林の減少、林業や農業の低迷による手入れ不足森林の増加などにより、みどりを構成する重要な要素である樹木が減ってきています。

課題2 都市公園の充足度

小規模な街区公園が多く、比較的中規模な近隣・地区公園が不足しています。また、街区公園の多くは環境創出行為により整備された経緯があるため、その配置バランスに課題があります。

こうした課題を踏まえ、都市環境の保全・改善、安全で安心できるまちを形成していくためにも、少子高齢社会・防災拠点への対応や多様な市民ニーズに即した都市公園の整備が必要です。

課題3 緑の分断

街中の農地・緑地等の宅地化や河川改修による自然護岸の減少によって、緑と緑の間隔が広がり、点在する緑と面的な緑をつなぐ「みどりネットワーク」が分断されてきています。

課題4 災害の要因

林業や農業の低迷によって、人工林や二次林が荒廃し、健全な状態での森林が持つ治山治水の能力が低下しています。また、街中の防火帯や避難地となる緑地が宅地化等によって減少し、災害の拡大が懸念されます。

課題5 市民参加

緑の保全と育成は、市民一人ひとりがその重要性について理解し、身近なことからも実践していく必要があります。また、個人以外にも、団体・NPO・事業者・学校の積極的なかかわりが求められます。

